

自動車改造助成制度のご案内

身体障害者手帳をもっている方が自ら所有し、かつ運転する自動車を就労等のため操向装置および駆動装置等の一部を改造する際に最大10万円までの自動車改造助成制度を受けることができます。この助成金は、自動車改造終了後に指定の口座に振り込まれます。

(1) 申請

自動車改造開始前に「自動車改造助成事業交付申請書」を福祉支援課に提出します。

自動車改造後は、申請できません。

申請の際、次の書類を添付します。

申請書への添付書類

- ・事業計画書（業者と協力して作成）
- ・改造部品のパフレット（写しでも可）
- ・改造費の見積書（業者に依頼して下さい）
- ・運転免許証の写し
- ・身体障害者手帳の写し

※ 申請書、事業計画書の金額の部分が、分からない場合は記入しないで下さい。

(2) 自動車改造（助成金交付指令書送付後）

自動車改造をおこないます。（改造を終えないと助成金は交付されません）

(3) 実績報告

自動車改造後、自動車改造助成事業実施報告書に次の書類を添付して提出してください。

実績報告書への添付書類

- ・改造後の車検証の写し
- ・改造費用の「領収書」の写し
- ・改造前・後の写真
- ・請求書

(4) 額確定と振込

実績報告書の内容審査の上、改造が適正に行われたと認められた場合は、交付額確定がなされ、確定通知書が、送付されます。

その後、1ヶ月程度で請求書に記載された口座に助成金が振り込まれます。

【注意】

助成金の交付決定前に、自動車の改造もしくは改造された自動車を購入されると、改造費の助成はできませんので、必ず改造前（もしくは購入前）に申請及び交付決定を受けてください。

問合せ先・送付先

〒509-0292 可児市広見1-1
福祉支援課 障がい福祉係
電話番号 0574-62-1111
内線 3171～3173